

## 取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱

### ○取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱

平成28年1月27日

教委告示第1号

改正 令和4年3月29日教委告示第3号

令和4年8月22日教委告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の学校給食において使用する食材料の適正な納入に資するため、取手市立学校給食センター及び自校において調理を行う市立の小学校及び中学校に食材料を納入する給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 納入業者の登録の基準は、次に定めるところによる。

(1)衛生状況

ア従業員の健康管理が充分に行われていること。

イ食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）に基づき、衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と衛生管理が徹底されていること。

ウ法第55条の規定による許可（以下「法による許可」という。）を受けている者又は法第57条の規定による届出（以下「法による届出」という。）をする者のうち、第3条第4項第2号の規定による書類の提出を求められているものにあつては、次に掲げる事項をいずれも満たしていること。

(ア)保健所の食品衛生監視票の監視評点が良好であること。

(イ)赤痢、サルモネラ菌及び0—157の検便検査を年間3回以上実施すること。

エ製造加工業者にあつては、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が備えられていること。

(2)対応能力

ア物資の納入に関し、衛生的で温度管理等の適正な輸送設備を有し、指示どおりの期日、時刻及び場所に所要の数量を確実に納入することができること。

イ特別な理由により物資返品が必要が生じた場合は、これに応じられること。

ウ特別な理由により物資の種類、数量、期日及び時間に変更が生じた場合は、その変更に応じられること。

## 取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱

エ納入物資に不良品がある場合は、直ちにその交換ができること。

オ数量の確認が必要な場合は、その確認ができること。

### (3)信用状況

ア学校給食の趣旨を理解し、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき、学校給食の運営に積極的に協力するものであること。

イ役員に取手市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がいないこと。

ウ事業経歴が適正であり、かつ、経営状態が良好であること。

エ法その他食品に関する法令の規定が遵守されていること。

オ引き続き2年以上その営業に従事していること。

カ市町村民税、法人税その他市町村税に係る納税義務が履行されていること。

- 2 前項の規定にかかわらず、地産地消の推進の観点から教育長が特に適当と認める場合にあっては、同項に規定する登録の基準によることなく、市内において青果物類その他食料を生産する団体を申請の対象とすることができる。

（登録の申請）

第3条 納入業者の登録を希望する者（以下「登録希望業者」という。）は、取手市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、教育長に申請しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 登録希望業者が属する市町村の市町村税（法人にあっては、法人税）を滞納していないことを証する書類

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、地産地消の推進の観点から教育長が特に適当と認める場合にあっては、同項に規定する書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

3 登録希望業者が法による許可を受けている場合にあっては、申請書に次に掲げる書類を添付し、教育長に提出しなければならない。

(1) 食品衛生監視票

(2) 食品営業許可証の写し

(3) 申請書の提出日から3か月以内に実施された従業員の赤痢、サルモネラ菌及び0-157の検便検査の検査結果の写し

## 取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱

4 登録希望業者が法による届出をする場合にあっては、申請書に次に掲げる書類を添付し、教育長に提出しなければならない。

(1) 営業届出書の写し

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

5 申請の期間は、12月から翌年の1月までとする。ただし、教育長が特に適当と認める場合にあっては、この限りでない。

6 教育長は、第1項の規定による申請を受けたときは、提出された書類に不備がないことを確認の上、次条に規定する審査委員会に付議するものとする。

(審査委員会)

第4条 納入業者の登録に関し審査するため、取手市学校給食用物資納入業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、前条第6項の規定による付議に基づき、納入業者として適正か審査し、教育長に当該審査の結果を報告するものとする。

3 審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 小学校長の代表 1人

(2) 中学校長の代表 1人

(3) 小学校栄養教諭又は栄養職員 1人

(4) 中学校栄養教諭又は栄養職員 1人

(5) 学校給食主管課長

(6) 学校給食センター長

4 審査委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(登録の決定)

第5条 教育長は、前条第2項の規定による報告を踏まえ、納入業者として登録を適当と認めるときは、登録を決定し、取手市学校給食用物資納入業者登録決定通知書(様式第3号)により登録希望業者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による登録の決定を行う場合において、必要と認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

3 教育長は、前条第2項の規定による報告を踏まえ、納入業者として登録することを不適当と認めるときは、理由を付してその旨を登録希望業者に通知するものとする。

(有効期間)

## 取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱

第6条 前条第1項の規定による登録の有効期間（以下「登録有効期間」という。）は、申請のあった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第5項ただし書の規定により中途において申請した納入業者の登録有効期間は、同項本文の規定により通常の期間に申請した納入業者と同一の期間に限るものとする。

（納入業者の責務）

第7条 納入業者は、学校給食の趣旨を理解し、良質、廉価及び適切な規格の物資を誠実に納入しなければならない。

2 納入業者が法による許可を受けている場合又は法による届出を行っている場合にあつては、登録有効期間内の5月、9月及び1月に、赤痢、サルモネラ菌及び0—157の検便検査の検査結果の写しを教育長に提出しなければならない。

3 前項に規定する検査結果の写しは、前回の提出日以後に実施された検便検査の検査結果のものでなければならない。

（登録内容の変更等）

第8条 納入業者は、登録内容に変更が生じたとき、又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、取手市学校給食用物資納入業者登録変更届出書（様式第4号）を速やかに教育長に提出しなければならない。

（登録の取消し等）

第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定による登録を取り消し、又はその効力を一時的に停止することができる。

(1) 納入業者が登録有効期間内において第2条に規定する登録の基準を満たさなくなったとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(3) その他登録を継続することが不相当と認められるとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月27日から施行する。

（平成28年度における申請期間の特例）

## 取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱

- 2 第3条第4項の規定にかかわらず、平成28年度における学校給食用物資納入業者の登録に係る申請の期間については、同項中「12月から翌年の1月まで」とあるのは、「教育長が別に定める期間」とする。

付 則（令和4年教委告示第3号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年教委告示第14号）

この要綱は、令和4年8月23日から施行する。

取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

取手市教育委員会教育長 殿

住 所  
商 号  
又は名称  
代表者名

取手市学校給食用物資納入業者登録申請書

取手市学校給食用物資納入業者として登録を受けたいので、取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

商号又は名称			
代表者職氏名			
所在地	〒		
電話・FAX	電話	FAX	
納入先希望区分 (対象区分に○をつけてください。)	1 自校式学校	2 学校給食センター	
納入希望品目 (対象区分に○をつけてください。)	ア 食肉及び加工品 イ 青果物 ウ 魚介類及び加工品 エ 冷凍食品 オ 鶏卵 カ 豆腐類・こんにやく類 キ 乳製品及びデザート ク 油・酒・調味料・香辛料 ケ 乾物・缶詰 コ 穀類 サ その他 ( )		
夜間休日等の 緊急連絡先	氏名 電話(携帯)		
取引金融機関	金融機関名		支店名
	預金種目	1 普通 2 当座	
	口座番号		
	口座名義人	(ふりがな)	

取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱

営業状況	業 態	1 生産	2 加工	3 卸売	4 小売	5 製造
	創業年月日				資本金	千円
	学校給食 納入開始年月				直近年度の 総売上高	千円
	従業員数	人（うち配達人員 人）				
	主な取引先					
	主な仕入先と 所在地 ※ 青果物は市場名 を明記のこと					
輸 送 能 力 (直営か委託に○を つけてください。)		直営・委託（委託の場合は委託業名 ） 配送車 台 うち保冷車 台				
施設概要	店舗・倉庫の 面積	店舗 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	工場		
	冷蔵庫等の容量	冷蔵庫（容量		L）	冷凍庫（容量	L）

添付書類

- 1 食品衛生監視票（食品衛生法による許可業者及び教育委員会が必要と認める者）
- 2 保健所の食品営業許可書の写し（食品衛生法による許可業者のみ）
- 3 営業届出書の写し（食品衛生法による届出業者のみ）
- 4 従業員の検便検査（赤痢・サルモネラ菌・O-157）の検査結果の写し（食品衛生法による許可業者及び教育委員会が必要と認める者、申請書の提出日から直近3か月以内の検査結果の写しを提出すること。）
- 5 市町村税（法人にあっては、法人税）を滞納していないことを証する書類
- 6 その他必要とする書類

様式第2号（第3条関係）

## 誓約書

取手市学校給食用物資納入業者として、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 安全な物資の納入に万全を期すること。
- 2 納入物資の品名及び規格、数量、日時及び場所等は、物資を納入する学校又は学校給食センター（以下「学校等」という。）の指示に従うこと。
- 3 物資の納入の際、調理従事者の検収を受け、規格外のもの、量目の不正確なもの、衛生上不適当なもの等は、調理従事者及び栄養士の指示により、直ちに補充し、又は交換して、再検収を受けること。
- 4 学校等に対して著しく損害を与え、若しくは学校給食の実施に支障を生じさせた場合又はそれらのおそれがある場合、これに対する補償措置又は予防措置を速やかに講じること。
- 5 工場設備及び従業員の衛生及び健康管理に万全を期すること。
- 6 食品営業許可取得業者及び教育委員会が必要と認める者にあつては、赤痢、サルモネラ菌及びO-157の検便検査を年3回以上実施すること。また、毎年5月、9月及び1月の末日までに、直近の検査結果の写しを教育委員会に提出すること。
- 7 取手市が必要と認めた場合、工場、事業所等施設設備に対する現地確認に協力すること。
- 8 代表者変更等、申請事項等に変更があつたときは、遅滞なく取手市学校給食用物資納入業者登録変更届出書（様式第4号）により取手市教育委員会へ届け出ること。
- 9 献立の変更や給食日の中止等により、発注済物資の量に変更又は取消しになつても、その損害の申立ては行わないこと。
- 10 上記のほか、学校給食運営上の必要な指示に従うとともに、関係法規及び取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱の規定に違反する場合、又はこの誓約に反する行為により学校給食用物資納入業者の取消しを受けても、これに伴う損害の請求その他異議の申立ては一切行わないこと。

年 月 日

取手市教育委員会教育長 殿

住 所  
商 号  
又は名称  
代表者名



# 取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱

様式第3号(第5条関係)

取 発第 号  
年 月 日

様

取手市教育委員会  
教育長

## 取手市学校給食用物資納入業者登録決定通知書

学校給食用物資納入業者として貴社(店)の登録を下記のとおり決定しましたので、取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

### 記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 登録の条件

取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

取手市教育委員会教育長 殿

申 請 者  
住 所  
商 号  
又は名称  
代表者名  
電 話  
F A X

取手市学校給食用物資納入業者登録変更届出書

下記のとおり変更があったので、取手市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱第8条の規定により届け出ます。

記

変 更 年 月 日	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	